

平成17年4月1日

## 雑誌・図書などのデータベース化についてのお願い

奈良先端科学技術大学院大学

附属図書館長 山本平一

奈良先端科学技術大学院大学は、平成3年(1991年)10月に設立された、情報科学、バイオサイエンス及び物質創成科学の3つの領域の最先端科学技術を研究・教育する大学院のみの新構想大学です。附属図書館についても紙媒体中心の従来型図書館とは異なった最先端技術を駆使した「電子図書館」として平成8年4月から運用しています。従って、電子化資料の充実に絶えず努めています。

つきましては、貴社(法人、学協会)が発行されている雑誌・図書などについて、電子図書館の重要な資料として、利用(データベース化)させていただきたく、またそのことで協議させていただきたくここにお願い申し上げます。

### 1. データベース化の背景及び目的

本学は、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科の3つの研究科から構成され、これらの分野での高度な基礎研究を推進するとともに、大学院レベルでの高度な研究者、技術者の組織的養成、及び再教育を行うことを設置目的としています。このような最先端科学技術分野の研究・教育を推進するためには、最新の研究情報や研究資料を取得し、これを有効に活用することがきわめて重要です。本学では、図書館が効果的に機能し、この使命を果たすことを最大の目標としました。図書館が、最新の情報を迅速・正確に提供するためには、資料の中身をコンピュータに蓄積(電子化)し、ネットワークを介して提供することが、最善の方法であると考えました。

そこで、従来型の図書館ではなく、図書館資料を電子化し蓄積して提供する「電子図書館」の建設を大学の基本方針としました。すなわち、資料の種別(図書、雑誌、音声、画像など)を問わないマルチメディアに対応する「メディアセンター」、研究者が図書館に出向くことなく、利用者にもっとも近いところ(個人ワークステーション)から検索・閲覧を行う「居ながら図書館」、情報提供の時間が限定されず、開館時間の概念が存在しない「24時間図書館」、という3つの柱による図書館を建設しました。これにより、研究者・学生などの利用者が、いつでも、どこからでも、必要な情報を迅速に手に入れることが可能となり、研究・教育にとって最大限の支援となっています。

しかしながら、電子図書館としてフルに機能するためには、利用を許諾された電子化資料の充実が不可欠です。そこで、これは、本学が所蔵する雑誌・図書及び今後出版されるものについて貴社にそのデータベース化の許諾をお願いするものです。

尚、本学では、平成4年度から、研究・教育上不可欠な資料として学協会誌をはじめとした雑誌・図書などの出版物を積極的に収集しています。

## 2. データベース計画の概要およびデータベース化の方法

本学の電子図書館システムは、雑誌、図書、マイクロフィルム、CD-ROM、ビデオ情報、オンライン情報など収集および作成された多様なメディアを、メディア変換技術により、標準的なフォーマット（PDF、TIFFなど）に変換し、ハードディスクなどの蓄積装置に蓄積し、図書館設置の高精細のマルチメディア提示装置およびキャンパス情報ネットワークに接続されているワークステーション（パソコン）から書誌情報、目次情報、一次情報を視聴するといったものです。

CD-ROM及びオンライン情報などについてはPDFなどの既成ファイルを利用することによって、また雑誌、図書などの印刷物については、各ページをイメージスキャナーで読み込むことによって画像情報の入力を行っています。それらの画像情報を目次情報、書誌情報とリンクさせ、データベース化を行っています。それと並行して画像情報をOCRによって文字コードに変換し、修正を施さず全文検索のための索引として使用しています。

## 3. データベース化の範囲

論文誌、会誌、技術研究報告、大会予稿集、各種シンポジウム、国際会議のプロシーディングの他に、図書やビデオ資料についてもデータベース化を積極的に進めたいと考えています。

## 4. 利用の範囲、時期

本文や映像などの一次情報については、学内利用者（教職員、学生）のみに対して、許諾が得られ次第利用に供します。また、書誌情報や目次情報については、学内外に情報提供します。

## 5. データに関する権利

画像データ及び文字コード化データについては、ネットワーク上での使用权のみを本学では所有したいと考えておりますが、これに関しては貴社と協議いたします。

## 6. 作業経費

データベース化に必要な経費は本学が負担します。必要であれば、本学で作成したデータを提供することも可能です。ただし、格納媒体が必要な場合はその費用は負担していただきます。

## 7. その他

データベース化の方法、利用形態など、具体的な事項については貴社と協議させていただきたいと思っております。

# 承 諾 書

平成 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学 殿

住所：

所属：

氏名：

印

が発行する下記の著作物の内容を、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「電子図書館」という）がデータベース化し、下記のとおり利用することを承諾します。

## 記

### 1. 著作物の名称

### 2. 承諾する内容

- (1) 著作物の内容をデジタル化してハードディスク、磁気テープなどに蓄積することにより、電子図書館に必要なデータベース（以下「電子図書館データベース」という）を作成すること。
- (2) 著作物から電子図書館に必要な検索情報（書誌情報、目次情報、全文情報）を作成し、電子図書館データベースに蓄積すること。
- (3) 電子図書館データベースを検索し、学内利用者（貴大学の教職員及び学生）に限り、本文の閲覧及び印刷をすること。
- (4) 本紙、記載事項のうち、所属、氏名、著作物名について、電子図書館データベースにより学内外に公開されること。

### 3. その他

- (1) 著作物の著作権は、 が保持する。
- (2) 「承諾する内容」の利用に際し不都合が生じた場合は、いつでも承諾を取り消すことができる。
- (3) 本承諾書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議する。

記載いただいた事項のうち、住所については個人情報保護に関する法令及び学内規程等を遵守し、ご本人への連絡以外に使用することはありません。
---

## 承 諾 書

平成 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学 殿

住所：  
所属：  
氏名： 印

が発行する下記の著作物の内容を、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「電子図書館」という）がデータベース化し、下記のとおり利用することを承諾します。

### 記

#### 1. 著作物の名称

#### 2. 承諾する内容

- (1) 著作物の内容をデジタル化してハードディスク、磁気テープなどに蓄積することにより、電子図書館に必要なデータベース（以下「電子図書館データベース」という）を作成すること。
- (2) 著作物から電子図書館に必要な検索情報（書誌情報、目次情報、全文情報）を作成し、電子図書館データベースに蓄積すること。
- (3) 学内外の利用者が、インターネットなどの広域ネットワークを経由して、電子図書館データベースを検索し、本文の閲覧及び印刷をすること。
- (4) 本紙、記載事項のうち、所属、氏名、著作物名について、電子図書館データベースにより学内外に公開されること。

#### 3. その他

- (1) 著作物の著作権は、 が保持する。
- (2) 「承諾する内容」の利用に際し不都合が生じた場合は、いつでも承諾を取り消すことができる。
- (3) 本承諾書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議する。

記載いただいた事項のうち、住所については個人情報保護に関する法令及び学内規程等を遵守し、ご本人への連絡以外に使用することはありません。
---

## 講演・講義内容のデータベース化についてのお願い

奈良先端科学技術大学院大学学術情報課

### 1. 趣旨

先生の講演・講義内容を、研究・教育に役立てるためにデータベース化し、ネットワークを介して利用させていただきたく、以下の内容、条件につきまして承諾いただきますようご検討のほどよろしく申し上げます。

### 2. 承諾する内容

講演・講義内容（映像、音声、講義資料など）（以下「映像情報・講義資料」といいます。）をデータベース化するに当たり、承諾していただきたい内容は以下のとおりです。

#### (1) 撮影について

講演・講義内容をビデオカメラで撮影すること。

#### (2) 提供について

講演・講義資料をデジタル情報で提供していただくこと。できるだけパワーポイントファイル、PDFでの提供をお願い致します。

#### (3) データベース化について

- 映像情報・講義資料をデジタル化してハードディスク、磁気テープなどに蓄積することにより、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「電子図書館」といいます。）に必要なデータベース（以下「電子図書館データベース」といいます。）を作成すること。
- 映像情報・講義資料から電子図書館に必要な検索情報（講義名称、講師名など）を作成し、電子図書館データベースに蓄積すること。

#### (4) 利用について

以下の利用形態のうち、いずれかをご選択ください。

- ① 学内外の利用者が、インターネットなどの広域ネットワークを経由して、電子図書館データベースを検索し、映像情報を視聴すること。（別紙様式1）
- ② 電子図書館データベースを検索し、学内利用者（本学の教職員及び学生（研究生、聴講生を含む）のみが、映像情報を視聴すること。（別紙様式2）

### 3. 承諾の条件

#### (1) 著作権について

映像情報・講義資料の著作権は、講演・講義者が保持します。但し、第三者の著作物の引用部分などについてはその限りではありません。

#### (2) 承諾の取り消し

映像情報の利用に際し不都合が生じた場合は、いつでも承諾を取り消すことができます。

### 4. 手続

学内外の利用者の利用を承諾される場合は別紙様式1に、学内利用者限定した利用を許諾される場合は別紙様式2にご記入願います。

氏名欄を承諾者ご本人が自署された場合、捺印は省略いただいても構いません。

電子メールに添付していただくなど、電子ファイルにてご提出いただく場合、捺印は省略していただいてもかまいません。電子メール本文に「講演・講義内容のデータベース化については別添様式のとおり承諾します。」とご記入いただき、ご送信ください。

#### 5. 講演・講義の録画について

収録を行う教室は以下のとおりです。後方に設置されたカメラにより、自動録画いたします。

- ・ 情報科学研究科大講義室・中講義室1 及び2
- ・ バイオサイエンス研究科大講義室
- ・ 物質創成科学研究科大講義室
- ・ 図書館マルチメディア提示室1
- ・ 調査センター研修ホール
- ・ ミレニアムホール

事情によりハンディカメラを持ち込み、撮影することがあります。

準備の都合上、事前にご承諾の可否をご連絡いただけますよう、お願いいたします。

## 承 諾 書

平成 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学 殿

住所：

所属：

氏名： 印

E-mail：

私が行った下記の講演・講義の内容を、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「電子図書館」という）がデータベース化し、下記のとおり利用することを承諾します。

## 記

## 1. 講演・講義の名称・日時・場所

映像情報・講義資料の両方    映像情報のみ    講義資料のみ

## 2. 承諾する内容

- (1) 講演・講義の内容（以下「映像情報・講義資料」という）をデジタル化してハードディスク、磁気テープなどに蓄積することにより、電子図書館に必要なデータベース（以下「電子図書館データベース」という）を作成すること。
- (2) 映像情報・講義資料から電子図書館に必要な検索情報（講義名称、講師名など）を作成し、電子図書館データベースに蓄積すること。
- (3) 学内外の利用者が、インターネットなどの広域ネットワークを経由して、電子図書館データベースを検索し、映像情報・講義資料を視聴すること。
- (4) 本紙、記載事項のうち、所属、氏名、講演・講義の名称・日時・場所について、電子図書館データベースにより学内外に公開されること。

## 3. その他

- (1) 映像情報・講義資料の著作権は、講演・講義者が保持する。但し、第三者の著作物の引用部分などについてはその限りではない。
- (2) 映像情報・講義資料の利用に際し不都合が生じた場合は、いつでも承諾を取り消すことができる。
- (3) 講義資料は、電子媒体での提供が困難な場合に限り、紙媒体でも可とする。
- (4) 本承諾書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議する。

記載いただいた事項のうち、住所については個人情報保護に関する法令及び学内規程等を遵守し、ご本人への連絡以外に使用することはありません。

## 承 諾 書

平成 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学 殿

住所：

所属：

氏名： 印

E-mail：

私が行った下記の講演・講義の内容を、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「電子図書館」という）がデータベース化し、下記のとおり利用することを承諾します。

## 記

## 1. 講演・講義の名称・日時・場所

映像情報・講義資料の両方    映像情報のみ    講義資料のみ

## 2. 承諾する内容

- (1) 講演・講義の内容（以下「映像情報・講義資料」という）をデジタル化してハードディスク、磁気テープなどに蓄積することにより、電子図書館に必要なデータベース（以下「電子図書館データベース」という）を作成すること。
- (2) 映像情報・講義資料から電子図書館に必要な検索情報（講義名称、講師名など）を作成し、電子図書館データベースに蓄積すること。
- (3) 電子図書館データベースを検索し、学内利用者（貴大学の教職員、研究員及び学生）に限り、映像情報・講義資料を視聴すること。
- (4) 本紙、記載事項のうち、所属、氏名、講演・講義の名称・日時・場所について、電子図書館データベースにより学内外に公開されること。

## 3. その他

- (1) 映像情報・講義資料の著作権は、講演・講義者が保持する。但し、第三者の著作物の引用部分などについてはその限りではない。
- (2) 映像情報・講義資料の利用に際し不都合が生じた場合は、いつでも承諾を取り消すことができる。
- (3) 講義資料は、電子媒体での提供が困難な場合に限り、紙媒体でも可とする。
- (4) 本承諾書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議する。

記載いただいた事項のうち、住所については個人情報保護に関する法令及び学内規程等を遵守し、ご本人への連絡以外に使用することはありません。